

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～ 令和11年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年 4月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和8年 4月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和9年 4月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知
- 令和10年 4月～ 運用状況評価・制度改善

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入

<対策>

- 令和6年 4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年 4月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知
- 令和8年 4月～ 運用状況評価・制度改善
- 令和9年 4月～ 運用状況評価・制度改善
- 令和10年 4月～ 運用状況評価・制度改善